

寄附金収益明細書

(自) 平成 28年 4月 1日 (至) 平成 29年 3月 31日

別紙3(②)

社会福祉法人名 社会福祉法人 美和保育園

(単位:円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金 組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳
					美和保育園
利用者の家族	経常	1	580,000		580,000
区分小計		1	580,000		580,000
合計		1	580,000		580,000

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。また、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書

(自) 平成 28年 4月 1日 (至) 平成 29年 3月 31日

社会福祉法人名

社会福祉法人 美和保育園

別紙3(③)

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳
						美和保育園
あま市 一時預かり事業補助金(保育対策促進事業)	保育事業	4,100,000	3,568,400	7,668,400		7,668,400
あま市 延長保育事業		6,492,000	627,700	7,119,700		7,119,700
あま市 低年齢児途中入所円滑化事業		1,293,000		1,293,000		1,293,000
あま市 障害児保育事業		6,384,000		6,384,000		6,384,000
区分小計		18,269,000	4,196,100	22,465,100		22,465,100
あま市 その他補助事業	施設	1,000,000		1,000,000	1,000,000	1,000,000
区分小計			1,000,000		1,000,000	1,000,000
合計		19,269,000	4,196,100	23,465,100	1,000,000	23,465,100

- (注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。
 なお、運用指針別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。
 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 平成 28年 4月 1日 (至) 平成 29年 3月 31日

社会福祉法人名

社会福祉法人 美和保育園

別紙3(⑦)

(単位:円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合 計	各拠点区分の内訳
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		美和保育園
前期繰越額	/	/	/	54,559,742	54,559,742
当期積立額 国・地方自治体 設備・備品等固定資産取得のための補助金が交付されているため	1,000,000			1,000,000	1,000,000
当期積立額合計	1,000,000			1,000,000	1,000,000
当期取崩額 サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額	/	/	/	2,132,576	2,132,576
当期取崩額合計	/	/	/	2,132,576	2,132,576
当期末残高	/	/	/	53,427,166	53,427,166

(注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(注解(注10)参照)。